

1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

各団体が独自に制定した条例のうち罰則を設けているものに関する調
(平成26年4月1日から平成28年3月31日まで)

① 都道府県分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道					1		1			2
青森県						1				1
岩手県										0
宮城県					1	1				2
秋田県										0
山形県										0
福島県										0
茨城県					2					2
栃木県					1					1
群馬県					1		1			2
埼玉県					1					1
千葉県					2		1			3
東京都					1					1
神奈川県					1					1
新潟県					1					1
富山県							1			1
石川県					1					1
福井県										0
山梨県							1			1
長野県										0
岐阜県					2	2				4
静岡県					1					1
愛知県					2	1				3
三重県						1				1
滋賀県					1		1			2
京都府					2	1	1			4
大阪府							1			1
兵庫県					1	1	1			3
奈良県					1					1
和歌山県					1					1
鳥取県										0
島根県										0
岡山県					1					1
広島県										0
山口県										0
徳島県							1	1		2
香川県										0
愛媛県					1					1
高知県										0
福岡県					1	1				2
佐賀県					1					1
長崎県										0
熊本県										0
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県						1				1
沖縄県										0
合計	0	0	0	0	28	10	10	1	0	49

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

ただし、「①法令の改正等に基づき定める条例、又は、法令の施行に際し必要な事項を定める条例」、「②法第244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「③法第228条に基づき制定された使用料等に関する部分のみ定める条例」については、対象外としている。

イ 内訳表

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例	H27. 9. 1	危険薬物の使用等の規制、指定薬物等の疑いのある物品の公表、監視店舗の指定等を行うことにより、危険薬物及び指定薬物の濫用を防止し、もって道民の生命、身体及び健康を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
宮城県	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 10. 13	薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会を実現する。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 6. 23 (一部 H27. 9. 1)	薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の濫用から県民の命と暮らしを守り、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例	H26. 10. 1	被保護者等住居・生活サービス等提供事業に対し必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の被保護者等の処遇についての不当な行為を防止し、もって被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
栃木県	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 6. 30 (罰則を含む 一部の規定は H27. 10. 1)	(目的) 薬物の濫用の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、薬物の濫用の防止に関する県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 (内容) ①知事指定薬物の指定 ②知事指定薬物の製造等の禁止 ③警告 ④製造等の中止命令等 ⑤緊急時の勧告 ⑥広域規制製品の届出 ⑦立入検査等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	群馬県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 6. 1	薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止することにより、県民の健康及び安全を守り、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 4. 1	薬物の濫用の防止に関し、県等の責務を明らかにし、基本的な施策及び薬物の依存症からの患者の回復の支援のための施策を定めるとともに、薬物の製造、販売等の規制を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	千葉県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 4. 1	薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的施策、薬物の濫用の防止のための規制その他の必要な事項を定めることにより、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、もって県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	千葉県動物の愛護及び管理に関する条例	H27. 4. 1	この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律その他の関係法令と相まって、動物の愛護に関する精神の涵養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。	50万円以下の罰金
東京都	東京都薬物の濫用防止に関する条例	H27. 1. 1	東京都が薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、薬物の濫用から青少年をはじめとする都民の健康と安全を守るとともに、都民が平穩にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
神奈川県	神奈川県薬物濫用防止条例	H27. 6. 1	薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
新潟県	新潟県薬物の濫用の防止に関する条例	H26. 12. 25 (罰則は H27. 2. 1)	薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、青少年をはじめとする県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公共の安全を維持し、もって県民が健康に安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
石川県	石川県薬物の濫用の防止に関する条例	H26. 10. 6	薬物の濫用の防止に関し、必要な規制を行うことにより、県民が安心して暮らすことができる健全な社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
岐阜県	岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例	H26. 10. 15 (罰則規定は、 H26. 12. 1)	薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策に関する基本的な事項を定め、及び必要な規制等を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
岐阜県	岐阜県青少年健全育成条例	S35. 11. 10 (罰則規定の 対象追加は、 H26. 10. 1)	青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
静岡県	静岡県薬物の濫用の防止に関する条例	H26. 12. 25(一部施行) H27. 3. 1(全部施行)	県が薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、薬物の濫用から青少年をはじめとする県民の健康及び安全を守るとともに、県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	愛知県青少年保護育成条例	H27. 7. 1	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	薬物の濫用の防止に関する条例	H24. 10. 16 (罰則規定の 対象追加は H26. 9. 1及び H26. 11. 1)	薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策に関する基本的な事項を定め、及び必要な規制を行うことにより、薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康と安全を守り、及び県民が平穩にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 4. 21	薬物の濫用の防止について、県および県民等の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項を定め、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穩にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役または100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	H27. 4. 1	障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現するため、条例を制定するものである。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	京都府薬物の濫用の防止に関する条例	H27. 1. 25	薬物の濫用の防止に関し、府、府民等及び事業者等の責務等を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、危険薬物の濫用の防止のための規制その他の必要な事項を定めることにより、薬物の濫用による保健衛生上の危害その他の府民生活への危害の発生を防止し、もって府民等の健康かつ安心・安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	薬物の濫用の防止に関する条例	H26. 10. 7	危険薬物その他の薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。	50万円以下の罰金
奈良県	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	H27. 10. 1	障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指すもの。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県青少年健全育成条例	H27. 12. 1 (罰則追加)	青少年の健全な育成に関する大綱を定めるとともに、その健全な育成を阻害する行為の規制と青少年を取り巻く環境の整備を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
岡山県	岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例	H27. 3. 20	薬物の濫用の防止に関し、県の責務及び県民等の役割並びに県が実施する基本的な施策を定めることにより、危険な薬物の濫用から県民の生命及び安全を守り、県民が安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛媛県	愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例	H26. 12. 24	薬物の乱用防止を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	福岡県薬物の濫用防止に関する条例	H26. 12. 25	福岡県において薬物の濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ安心して暮らせる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
佐賀県	佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例	H26. 12. 19	薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、薬物の濫用を防止するための施策を推進することにより、危険な薬物の濫用から県民の命と安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【警察・消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
青森県	青森県迷惑行為等防止条例	H27. 4. 1	公共の場所等における著しく迷惑な行為等を防止し、もって県民生活の安全及び地域の平穏を保持することを目的とする。(改正前後とも同じ。) (改正内容) 正当な理由がなくつきまとい行為等を反復して行うこと及び衣服等で覆われている他人の身体等をのぞき見し、又は撮影しようとすることを禁止し、並びに卑わいな言動の禁止に係る罰則を強化するもの。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
宮城県	子どもを犯罪の被害から守る条例	H28. 1. 1	子どもを犯罪の被害から守ることに関しての県・県民・事業者の責務及び子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の規制について規定。	30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
岐阜県	岐阜県風俗案内業の規制に関する条例	H26.10.1	風俗案内所における業務について必要な規制を行うことにより、清浄な風俗環境を保持し、並びに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為及び風俗案内業者による不当な行為を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
岐阜県	岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例	S38.4.1(罰則規定の対象追加は、H27.4.1)	公衆に対する著しい迷惑行為及び暴力的不良行為を防止することにより、県民の安全で平穏な生活を保持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	H28.3.29	中部国際空港及びその周辺の地域等における要人に危険を及ぼすおそれのある小型無人機の飛行を禁止することにより、地域における危険を未然に防止し、もって県民生活の安全と平穏を確保する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
三重県	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	H28.1.27	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	京都府暴力団排除条例	H26.7.1	公安委員会は、暴力団員が、正当な理由なく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせた場合において、当該暴力団員が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命じることができることとし、この命令違反に対する罰則を追加した。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
兵庫県	客引き行為等の防止に関する条例	H27.4.1	何人も安心して公共の場所を通行し、又は利用することができるようにするために公共の場所における客引き行為等の防止に関して必要な事項を定めることにより、安心で快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
福岡県	福岡県迷惑行為防止条例	H27.6.1	近年の多様化した暴力的不良行為等に的確に対応するため、当該暴力的不良行為を規制するとともに、暴力的不良行為等の規制の強化を図るため、罰則の規定を整備するもの。	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
鹿児島県	鹿児島県暴力団排除条例	H26.5.1	暴力排除活動の推進に関し、基本理念を定め、県、県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動の推進に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止、県民等に対する支援等について必要な事項を定めることにより、県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道エゾシカ対策推進条例	H26.4.1(一部同年10.1)	エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金
群馬県	群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例	H27.4.1	県内に生息又は生育する希少な野生動植物の種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、県民共有の貴重な財産である良好な自然環境を次代に継承することに寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例	H27. 4. 1	県内のヤード及びその周辺における自動車の部品に用いられる油等による汚染並びに県内のヤードにおける不正に取得された自動車の部品の保管等の状況に鑑み、特定自動車部品のヤード内保管等の適正化のための措置を講ずることにより、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るとともに、県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
富山県	富山県希少野生動植物保護条例	H27. 4. 1	希少野生動植物の保護に関し必要な事項を定め、県、事業者並びに県民及び観光旅行者その他の滞在者が一体となって希少野生動植物の保護対策を推進することにより、県内の生物の多様性を保全し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を県民共有の貴重な財産として次代に継承することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
山梨県	山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例（一部改正）	H26. 8. 1	富士五湖地域の自然的、社会的特性にかんがみ、富士五湖の静穏の保全に関し必要な事項を定めることにより、富士五湖地域の良好な環境の保持増進を図り、もってこの地域の均衡ある発展と県民の福祉の向上に資することを目的とする。	20万円以下の罰金
滋賀県	滋賀県水源森林地域保全条例	H28. 1. 1	琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
京都府	京都府森林の適正な管理に関する条例	H27. 4. 1	森林の適正な管理について、森林の所有者及び占有者並びに府の責務を明らかにするとともに、森林の荒廃に起因する災害を防止するために必要な規制を定め、もって府民の生命及び身体を保護することを目的とする。	50万円以下の罰金
大阪府	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例	H27. 7. 1	土砂埋立て等に関する府、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	ため池の保全等に関する条例	H27. 4. 1	ため池及び疏水（以下「ため池等」という。）の機能の保全を図るためにその設置及び管理に関して必要な事項を定めるとともに、ため池等が有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な事項について定めることにより、安全で安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の創造、良好な地域社会の維持等に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金
徳島県	徳島県豊かな森林を守る条例	H26. 4. 1	森林の有する水資源及び国土の保全機能の維持増進に関し、基本理念を定め、県、県民、森林所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林の適正な管理を推進し、森林の適正な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、次の世代に引き継ぐことを目的とする。	50万円以下の罰金

【消費者保護関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
徳島県	徳島県食品表示の適正化等に関する条例	H27. 3. 16	食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品表示の適正性を確保するための食品関連事業者等の取組等及び特定食品製造事業者の届出等に関する事項を定めることにより、徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号。以下「推進条例」という。）による措置と相まって、食の安全安心（推進条例第二条第一号に規定する食の安全安心をいう。）の確保に関する施策を計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資することを目的とする。	20万円以下の罰金

② 市町村分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道				1		1	1			3
青森県				1		1				2
岩手県										0
宮城県	1									1
秋田県										0
山形県										0
福島県				1		1	1			3
茨城県	3				11		3			17
栃木県				1	1		1			3
群馬県	1						5			6
埼玉県	3				1		3			7
千葉県							5			5
東京都	4			1		2	1			8
神奈川県	1			1		3	1			6
新潟県	3									3
富山県				1						1
石川県										0
福井県										0
山梨県										0
長野県	1						2			3
岐阜県					1					1
静岡県							5			5
愛知県	1					1	4			6
三重県										0
滋賀県							2			2
京都府				1		3	1			5
大阪府						1	3			4
兵庫県						1	3			4
奈良県			1							1
和歌山県										0
鳥取県	1			2	1		1			5
島根県	1									1
岡山県							1			1
広島県										0
山口県							1			1
徳島県	1									1
香川県										0
愛媛県				2			1			3
高知県										0
福岡県				1			1			2
佐賀県										0
長崎県										0
熊本県										0
大分県							2			2
宮崎県							1			1
鹿児島県							1			1
沖縄県							1			1
合計	21	0	1	13	15	14	51	0	0	115

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

ただし、「①法令の改正等に基づき定める条例、又は、法令の施行に際し必要な事項を定める条例」、「②法第244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「③法第228条に基づき制定された使用料等に関する部分のみ定める条例」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
宮城県	松島町	松島町個人情報保護条例	H27. 10. 5	個人情報の利用が拡大していることに鑑み、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利及び利益を保護することを目的としている。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金及び1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、もしくは5万円以下の過料
茨城県	つくば市	つくば市個人情報保護条例	H27. 10. 5	実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	鉾田市	鉾田市個人情報の保護に関する条例	H27. 10. 5	個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報及び特定個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図る。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	大洗町	大洗町個人情報保護条例	H27. 10. 5	個人情報の保護	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	桐生市	桐生市個人情報保護条例	H27. 10. 5	個人情報に関し必要な事項を定め、自己に関する個人情報の開示等を求める市民の権利を保障することにより、基本的人権の擁護及び市民に信頼される市政の実現を図ることを目的とする。（全部改正）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	熊谷市	熊谷市個人情報保護条例	H27. 10. 5	実施機関の職員等による個人情報の漏えい、不正利用等の防止を目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	富士見市	富士見市個人情報保護条例	H27. 10. 5	市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。	5万円以下の過料
埼玉県	神川町	神川町個人情報保護条例	H27. 9. 18	個人の権利利益の保護を図る。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
東京都	荒川区	荒川区個人情報保護条例	H27. 10. 1	区の実施機関が個人情報の収集並びに保有個人情報の保管及び利用をする場合の基本原則を明確にし、個人情報の管理の適正を期するとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
東京都	武蔵野市	武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例	H26. 12. 14	歴史資料として重要な公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、武蔵野市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	三鷹市	三鷹市特定個人情報保護条例	H27. 10. 5	特定個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、特定個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずることにより、特定個人情報を保護し、もって市民の基本的人権を守ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
東京都	日野市	日野市特定個人情報保護条例	H27. 10. 5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の目的に鑑み、実施機関における個人番号その他の特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保し、及び実施機関が保有する特定個人情報の開示等を求める個人の権利利益を明らかにすることにより、もって市政の適正かつ円滑な運営に資するよう、日野市個人情報保護条例(平成9年条例第10号)の特例を定めることを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	相模原市	相模原市公文書管理条例	H26. 4. 1	市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
新潟県	長岡市	長岡市個人情報保護条例	H27. 10. 5	個人情報に関する市民の権利の保障、個人情報の取扱いに関することを規定する。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
新潟県	新発田市	新発田市個人情報保護条例	H27. 10. 5	個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の個人情報の保護を図り、あわせて市政の公正な執行に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
新潟県	十日町市	十日町市個人情報保護条例	H28. 1. 1	市で扱う個人情報の保護を規定	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
長野県	茅野市	茅野市個人情報保護条例	H27. 12. 28	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	日進市	日進市個人情報保護条例	H27. 10. 5	この条例は、市の機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、市の機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	境港市	境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	H27. 7. 9	控除対象特定非営利活動法人の指定の手續及びその適正な運営を確保するための措置等に関し必要な事項を規定する	5万円以下の過料
島根県	益田市	益田市個人情報保護条例	H4. 12. 28 (H27. 10. 5罰則規定一部改正)	個人情報の保護を図り、実施機関による個人情報の収集、保管及び利用等の適正化を期することによって、市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
徳島県	阿南市	阿南市個人情報保護条例	H28. 1. 1	個人情報保護を目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【教育文化関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
奈良県	御所市	御所市ギフチョウの保護に関する条例	H27. 2. 1	市の天然記念物であるギフチョウが、文化的及び学術的に貴重な価値を有し、かつ、現在及び将来における市民のかけがえのない財産であることに鑑み、市及び市民等が一体となってその保護を図り、これを次代に継承することを目的とする。	5万円以下の罰金又は科料

【建設関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	ニセコ町	ニセコ町普通河川管理条例	H26. 4. 1	この条例は、ニセコ町の区域内に存する普通河川について、災害の発生が防止され、適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように管理することにより、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。	30万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
青森県	平川市	平川市空き家等の適正管理に関する条例	H27. 4. 1	空き家等による事故を防止し、生活環境の保全や安全安心な地域社会の実現を目的とする。	5万円以下の過料
福島県	郡山市	郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	H27. 12. 1	建築物等における不良な状態の適正化に関し必要な事項を定める。	3万円以下の過料
栃木県	宇都宮市	宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例	H26. 7. 1	空き家等の適正管理及び有効活用を目的とする。	5万円以下の過料
東京都	三鷹市	三鷹市まちづくり条例	H26. 10. 1	三鷹市基本構想に掲げる基本目標の実現を図るため、三鷹市のまちづくりについて必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とする。	50万円以下の罰金
神奈川県	海老名市	海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例	H27. 10. 1	空き家及び空き地の適正な管理について必要な措置を講ずることにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
富山県	魚津市	魚津市空家等対策の推進に関する条例	H27. 9. 18	空家対策特措法の規定に基づく対策の実施その他の空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、防災、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	50万円以下の過料 ※罰則の規定は、H28. 1. 1から施行
京都府	京都市	京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例	H26. 4. 1	空き家等の活用等を総合的に推進し、もって安心かつ安全な生活環境の確保、地域コミュニティの活性化、まちづくりの活動の促進及び地域の良好な景観の保全に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
鳥取県	北栄町	北栄町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例	H26. 7. 1	空き家等に関する施策を総合的に推進し、住民の安全で安心な暮らしを確保するとともに魅力ある住み良いまちづくりの推進に寄与することを目的とする	5万円以下の過料
鳥取県	南部町	南部町若者向け住宅条例	H26. 7. 8	若者向け住宅を設置することにより、若年層の移住を図り、地域の活性化と人口増加を促進することを目的とする	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料
愛媛県	松山市	松山市特定ホテル建築規制条例	H28. 1. 1	特定ホテルの建築に関し必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を保持するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
愛媛県	伊予市	伊予市老朽建物等の適正管理に関する条例	H27. 6. 1	管理不全な状態の建物等に係る管理の適正化の措置について必要な事項を定めることにより、所有者等に適切な管理を促し倒壊等の事故、犯罪及び火災の防止並びに地域の良好な景観の保全の推進を図り、もって本市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
福岡県	福岡市	福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H27. 4. 1	歴史的な建築物について、当該建築物の歴史的価値を維持しつつ、利活用を促進し、もって良好な状態で文化的遺産を将来の世代に継承するため、現状変更の規制及び保存のための措置並びに安全性の維持及び向上を図るための措置に関し必要な事項を規定する。	50万円以下の罰金

【厚生関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	水戸市	水戸市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	日立市	日立市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	土浦市	土浦市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	安全な飲料水を確保し、公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与する。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	結城市	結城市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	この条例は、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道(以下「小規模水道等」という。)並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道(以下「小規模水道等」という。)並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	常陸太田市	常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道(以下「小規模水道等」という。)並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	北茨城市	北茨城市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道(以下「小規模水道等」という。)並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料
茨城県	那珂市	那珂市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	小規模水道及び小簡易専用水道並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金又は科料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	行方市	行方市安全な飲料水の確保に関する条例	H26. 4. 1	小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	30万以下の罰金又は料料
茨城県	阿見町	阿見町水道事業給水条例	H26. 4. 1	水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を規定する。	5万円以下の過料
栃木県	小山市	小山市路上喫煙の防止に関する条例	H27. 7. 1	路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって安心、安全及び快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	2千円の過料
埼玉県	越谷市	越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	H27. 4. 1	被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を行うことにより、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）の業務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
岐阜県	東白川村	東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例	H27. 4. 1	東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例によって整理された、その他住宅のみの条例を新設した。収入調査を行わない等の条例を新設し、村の人口増加を目的とするためである。	徴収を免れた額の5倍に相当する金額
鳥取県	境港市	境港市営墓地条例	H26. 7. 1	焼骨の埋蔵又は収蔵の用に供するため設置した境港市営墓地について必要な事項を規定する	1万円以下の過料

【警察消防関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	旭川市	旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例	H26. 7. 1	公共の場所において、市民及び観光客その他の市内に滞在するものに著しく不安を与え、迷惑をかける風俗営業等に係る客引き等を防止し、もってその生活の平穏を保持することを目的とする。	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
青森県	青森市	青森市客引き行為等の防止に関する条例	H27. 10. 1 (罰則の強化)	公共の場所において、市民及び滞在者に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗営業等に係る客引き等を防止し、もってその生活の安全と地域の平穏を保持することを目的とする。 (改正内容) ・客引き行為に係る罰金の額の引上げ	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
福島県	いわき市	いわき市客引き行為等の防止に関する条例	H27. 8. 1	公共の場所等において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗関連の営業に係る客引き行為等を防止し、もってその生活の安全と平穏を保持することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	墨田区	墨田区客引き行為等の防止に関する条例	H26. 12. 1	公共の場所における客引き行為等を防止し、安全で安心な生活環境を確保すること。	5万円以下の過料
東京都	品川区	品川区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例	H27. 7. 1 (ただし、過料等に係る規定にあってはH27. 10. 1)	品川区の公共の場所における客引き行為等の防止に関し、区および区民等の責務を明らかにするとともに、客引き行為等をする者に対する措置等を定めることにより、区民等の平穏な生活の確保を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	横浜市	横浜市落書き行為の防止に関する条例	H27. 4. 1	横浜市、市民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、落書き行為の防止を図り、快適で良好な生活環境の維持・確保及び安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。	5万円以下の罰金
神奈川県	相模原市	相模原市落書き行為の防止に関する条例	H27. 10. 1	落書きが市民に不快感を与え、まちの美観を損ねることに鑑み、落書き行為の防止について、市、市民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的とする。	5万円以下の罰金
神奈川県	海老名市	公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例	H27. 7. 1	公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等を防止することにより、市民及び来街者が公共の場所を安心して安全に利用できる生活環境を確保し、にぎわいのある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。	5万円以下の過料
愛知県	豊田市	豊田市犬による危害防止条例	H27. 7. 1	犬による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することにより、住民の社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする	30万円以下の罰金
京都府	京都市	京都市客引き行為等の禁止等に関する条例	H27. 4. 1	公共の場所における安心かつ安全な通行を確保し、市民及び観光旅行者その他の滞在者にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資することを目的とする。	5万円以下の過料
京都府	城陽市	城陽市暴力団排除条例	H26. 4. 1	暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役
京都府	久御山町	久御山町暴力団排除条例	H26. 4. 1	暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	大阪市	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例	H26. 6. 1	市民等と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成することに資するため、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、公共の場所における客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とするもの	5万円以下の過料
兵庫県	伊丹市	伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例	H26. 4. 1	歩行者等の通行の安全その他自転車の利用に係る交通の安全を確保するとともに、駅周辺等における災害時の円滑な避難及び緊急活動を確保し、並びにまちの美観の維持を図り、もって市民の安全で良好な生活環境の形成に資することを目的とする。	10万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	羅臼町	羅臼町不法投棄防止条例	H26. 4. 1	この条例は、町内において環境美化に対する町民の意識啓発を行い、環境の破壊及びゴミの散乱の原因となる不法投棄の防止に関し、必要な事項を定め、町、町民、滞在者等、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
福島県	西会津町	西会津町快適環境づくり条例	H26. 10. 1	空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置防止について規定する。	3万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	那珂市	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H26. 4. 1	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	行方市	行方市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例	H26. 4. 1	土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為によって生ずる環境の悪化及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の安全及び良好な生活環境を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	茨城町	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H27. 6. 1	土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積について、町、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
栃木県	塩谷町	塩谷町希少植物保護条例	H26. 6. 30	希少植物の保護を行い、将来にわたる良好な自然環境と地域資源の保護を図ることを目的とする。	5万円の過料
群馬県	桐生市	桐生市ポイ捨て等防止に関する条例	H27. 4. 1	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。(罰則規定は、H27. 7. 1から施行)	5万円以下の過料
群馬県	渋川市	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H27. 4. 1	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	富岡市	富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H26. 12. 19	土砂等による埋立て等について必要な規制を行い、土砂等による埋立て等の適正化を図り、生活環境の保全と市民の安全に資することを目的とする	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	安中市	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H28. 1. 1	この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	玉村町	玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H27. 7. 1	土砂等による埋立等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立等の適正を図り、もって生活環境の保全及び住民の安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例	H27. 4. 1	土砂の堆積等に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	越谷市	越谷市浄化槽保守点検業者登録条例	H27. 4. 1	浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
埼玉県	横瀬町	横瀬町浄化槽設置管理事業条例	H26. 10. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、併せて生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、町が浄化槽法(昭和58年法律第43号。)に規定する浄化槽を設置し、その適正な維持管理等を行うことに関して必要な事項を規定する。	5万円以下の過料
千葉県	館山市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H27. 10. 1	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	木更津市	木更津市まちをきれいにする条例	H26. 12. 1	地域の生活環境の美化の促進及び美観風致の維持を図り、もって快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。	5万円以下の罰金
千葉県	野田市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	H27. 4. 1 (一部改正)	事業者、市民等、土地等所有者等、飼い主及び市が一体となり、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物等の放置等を防止することにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活環境の創造並びに公衆衛生及び公衆道徳の向上に資することを目的とする。	2万円以下の過料
千葉県	野田市	野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	H27. 10. 1 (一部改正)	廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	30万円以下の罰金
千葉県	一宮町	一宮町空き缶等の散乱並びポイ捨て防止に関する条例	H27. 9. 17	町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等の散乱及びポイ捨ての防止並びに適正な管理、処理を図ることにより、環境美化及び資源の有効活用を促進し、もって快適な生活環境並びに町民生活の向上に資することを目的とする。	2万円以下の過料
東京都	府中市	府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H26. 12. 15 (一部改正)	廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
神奈川県	南足柄市	南足柄市美しい環境をつくる条例	H28. 1. 1	地域における環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的とする。	5万円以下の罰金
長野県	松本市	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H26. 4. 1 (一部改正)	一般廃棄物処理施設の設置管理等並びに廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	20万円以下の罰金
長野県	木島平村	木島平村地下水保全条例	H27. 4. 1	地下水利用の現状把握、乱開発防止、地下水資源の保護、快適な生活環境を確保することを目的とする。	30万円以下の罰金
静岡県	浜松市	浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例	H26. 4. 1	市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物を減量し、及び資源化し、並びに廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源が循環して利用される社会の形成を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金
静岡県	沼津市	沼津市里道等管理条例	H27. 4. 1	里道等の適正な利用及び環境の保全を目的とする。	5万円以下の過料
静岡県	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H26. 7. 1	土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	伊東市	伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	H28. 3. 28	ごみ集積所からの資源ごみ等の持ち去りの禁止を規定する。	20万円以下の罰金
静岡県	磐田市	磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H26. 4. 1	廃棄物の発生抑制及び再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、循環型社会の形成と生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金
愛知県	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	H27. 10. 1	市民主体の活力ある美しいまちづくりを推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	豊川市	豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H27. 10. 1	資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	豊田市	豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H27. 7. 1	一般廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金
愛知県	常滑市	常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H27. 1. 1	住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保を目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H26. 7. 1	埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	甲賀市	甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H26. 4. 1	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金
京都府	木津川市	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H26. 4. 1	廃棄物の減量、適正な処理等を行い、生活環境の清潔保持を目的とする。	20万円以下の罰金
大阪府	枚方市	枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H26. 4. 1	産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	枚方市	枚方市公害防止条例	H26. 4. 1	公害の防止に関し、市の施策を定め、これを推進するとともに、公害の防止のための規制を行い、もって市民が健康で快適な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	豊能町	豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H27. 7. 1	土砂等による埋立て等により町の緑豊かな環境が大きく変わる事を未然に防ぎ、良好な自然環境と生活環境を保全するとともに、土壌の汚染、土砂等の崩落や飛散等による災害の発生を防止し、町民生活の安全を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	神戸市	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	H26. 10. 1	廃棄物の発生を抑制し、及び再利用等を促進することにより、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)の規定に基づき必要な事項を定めることにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理及び環境の美化を推進することにより、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬の禁止の規定並びにこれらの行為を行った者に対する遵守命令の規定を追加(第10条の2の2)	20万円以下の罰金
兵庫県	明石市	あかしの生態系を守る条例	H26. 10. 1	指定外来種の防除等の措置を講じることにより、あかしの生態系を守り、もって明石市における生物の多様性の保全及び農林水産業の健全な発展を図る。	30万円以下の罰金
兵庫県	宝塚市	宝塚市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	H27. 7. 1 (ただし、罰則については、H28. 4. 1)	環境美化の推進及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、もって安全、清潔かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	1万円以下の過料(規則において、1千円としている。)
鳥取県	倉吉市	倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例	H27. 3. 26	公共施設等における放置自動車の適正な処理に関し必要な事項を定め、公共施設等の機能の保全及び地域的美観の維持を図り、もって本市における快適な生活環境の創造に寄与する	20万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
岡山県	新庄村	新庄村地下水保全条例	H26. 4. 1	地下水採取による地下水の枯渇及び地盤沈下を防止することを目的とする。	30万円以下の罰金
山口県	防府市	防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H26. 4. 1	廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保すること	20万円以下の罰金
愛媛県	新居浜市	新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H27. 4. 1	市民の生活環境を守るため、法令に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるもの	20万円以下の罰金
福岡県	福岡市	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H26. 7. 1	市民が安心して家庭系廃棄物を排出することができる環境を確保するとともに、市民が自主的に行う資源物の再生利用を促進するための活動を推進するため、家庭系廃棄物及び資源物の持ち去り行為の禁止等を規定する。	5万円以下の過料
大分県	国東市	国東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H27. 3. 27	公共施設等における放置自動車の発生の防止及び適正な処理	5万円以下の過料
大分県	日出町	日出町水道水源保護条例	H26. 4. 1	町営の水道に係る水源の枯渇、水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するために、その水を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮崎県	宮崎市	宮崎市深夜における花火の規制に関する条例	H26. 4. 1	深夜における花火について必要な規制を行うことにより、地域の静穏を保持し、及び市民等の安全で良好な生活環境を確保するとともに、市及び市民等が協働して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること目的とする。	5万円以下の罰金
鹿児島県	大崎町	大崎町水道水源保護条例	H28. 1. 1	町の水道水を将来にわたって安定的に供給するとともに、水源の枯渇を防止するため、水道水源の保護を図り、町民の生活環境及び健康を守ることを目的とする。	5万円以下の過料
沖縄県	石垣市	石垣市ヤシガニ保護条例	H26. 6. 24	ヤシガニの適正な資源管理と保護を目的とする。	10万円以下の罰金